

**大田市地球温暖化対策実行計画**  
**(事務事業編)**

**平成31年3月**

**大田市**

## 大田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 目次

第1章 実行計画策定の背景	1
1. 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
第2章 実行計画策定の基本的事項	1
1. 法的な位置付け	1
2. 策定の目的	2
3. 計画の対象とする事務事業の範囲	2
4. 対象とする温室効果ガスの種類	2
5. 計画期間、基準年度	3
第3章 CO <sub>2</sub> 排出量の現状と削減目標	4
1. エネルギー使用量とCO <sub>2</sub> の排出状況	4
2. 大田市役所のCO <sub>2</sub> 排出量の削減目標	5
第4章 事務事業における温暖化防止に向けた取り組み	6
1. 取り組みの基本的な考え方	6
2. 具体的な取り組み	7
第5章 計画の進捗管理	10
1. 推進体制	10
2. 職員に対する研修等	10
3. 計画の実施状況の点検と公表	10

## 第1章 実行計画策定の背景

### 1. 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらします。

地球温暖化による気候の変動の影響としては、農業分野においては一例を挙げると水稲の一等米比率の低下が予測され、自然災害分野においては大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・迅速化が予測されています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015年（平成27年）11月から12月にかけてフランスのパリにおいてCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

国内では2015年（平成27年）7月に開催された地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度（平成25年度）比で26%減とする「日本の約束草案」を決定しました。

26%削減の達成のためには、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガス排出の多くが該当する「業務その他部門」は、約40%の大幅削減が必要とされました。

また2016年（平成28年）5月には、政府が「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

「地球温暖化対策計画」は我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。

## 第2章 実行計画策定の基本的事項

### 1. 法的な位置付け

本計画の策定については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項で「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。」と規定されています。

## 2. 策定の目的

大田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は大田市（以下「本市」という。）の実施している事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に積極的な役割を果たすことで、住民や事業者への取組み拡大を進め本市自らが率先して地球温暖化防止に配慮した事務及び事業を実行していくために策定します。

これまで事務事業編を2007年（平成19年）3月に策定し、本市の温暖化対策を実行に移してきました。

今回の改定では国で示された新たな目標等を踏まえた改定を実施します。

## 3. 計画の対象とする事務事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、本市自らが実施する事務及び事業全般とします。本市の庁舎・各支所・教育委員会・市立病院や指定管理者などの施設から排出される温室効果ガスを対象とした削減計画です。

## 4. 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象としている温室効果ガスは次表で示したとおり7つの温室効果ガスとなります。そのうち、本計画で対象とする温室効果ガスは、排出量の大半を占める二酸化炭素とします。

■図表2-1 温室効果ガスの種類

種類	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH <sub>4</sub> )	天然ガスの主成分で、常温で気体。良く燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立てなど。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs (ハイドロフルオロカーボン類)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
PFCs (パーフルオロカーボン類)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF <sub>6</sub> (六フッ化硫黄)	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス	電気の絶縁体など。
NF <sub>3</sub> (三フッ化窒素)	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

資料) 温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://www.jccca.org/>)

## 5. 計画期間、基準年度

### (1) 計画期間

本計画の期間は、2019年度から2030年度までの12年間とします。

事務事業編は、国の地球温暖化対策計画に即して策定することが義務付けられており、国の地球温暖化対策計画に即して2030年度末までを計画期間とします。

ただし、目標年度（2030年度）に至る計画期間内においても、組織体制等の大幅な変更や計画の進捗状況及び地球温暖化対策技術の進歩などを踏まえて必要に応じ改定を実施することとします。

また、計画開始年度から一定期間（概ね5年程度）ごとに計画の見直しを検討することとします。

### (2) 計画の基準年度

本計画の基準年度は2017年度（平成29年度）とします。

### 第3章 CO2排出量の現状と削減目標

#### 1. エネルギー使用量とCO2の排出状況

2017年度（平成29年度）における市長部局、水道・病院事業部局、教育委員会のエネルギー使用量は図表3-1のとおりとなっており、図表3-2は図表3-1を基にCO2排出量に換算したものでCO2排出量を合計すると11,964t-CO2となります。

エネルギー別では電気によるものが最も多く全体の75%を占め、次いでA重油が12%を占めています。

■図表3-1 大田市公共施設等のエネルギー使用量（2017年度）

	電気 (千kwh)	A重油 (kl)	灯油 (kl)	ガソリン (kl)	軽油 (kl)	LPG (t)
市長部局（支所、消防、指定管理等含む）	6,413	205	68	80	34	103
水道・病院事業部局	4,756	350	1	19	0	6
教育委員会（学校、指定管理等含む）	3,829	0	178	12	0	81
合計	14,998	555	247	111	34	190

※小数点以下四捨五入しています。

■図表3-2 大田市公共施設等のCO2排出量(2017年度)

(t-CO2)

	電気	A重油	灯油	ガソリン	軽油	LPG	合計
【排出係数】	0.476 0.691	2.71	2.49	2.32	2.58	3.00	
市長部局(支所、消防、指定管理等含む)	3,679	556	170	186	87	310	4,988
水道・病院事業部局	3,066	949	2	44	0	18	4,079
教育委員会(学校、指定管理等含む)	2,180	0	444	29	0	244	2,897
合計	8,925	1,505	616	259	87	572	11,964
エネルギー別構成比	75%	12%	5%	2%	1%	5%	100%

※CO2排出係数は、直近の実績である2017年度(平成29年度)の係数を用いています。

※電気の排出係数の欄中で、上段は(株)F-Power分、下段は中国電力(株)分。

※小数点以下四捨五入しています。

## 2. 大田市役所のCO2排出量の削減目標

事務事業編で期待される目標水準としては、国の地球温暖化対策計画に定められた2030年度の削減目標に沿ったものが求められています。

本市の事務事業編でも国の地球温暖化対策計画を踏まえて、CO2の削減目標を設定することとします。

よってエネルギー起源CO2排出量の「業務その他部門」の国の目標である「2030年度に2013年度(平成25年度)比で40%削減」を基本的な考え方とし、本市の基準年度を2017年度(平成29年度)としていることから、2017年度(平成29年度)比で40%削減することを本市の事務事業編の目標として掲げます。

■図表3-3 大田市役所のCO2排出量の削減目標数値

年度	基準年度	目標年度
目標	2017年度(平成29年度)	2030年度
CO2の排出量	11,964t-CO2	7,178t-CO2
削減率	—	40%以上

※小数点以下四捨五入しています。

## 第4章 事務事業における温暖化防止に向けた取り組み

### 1. 取り組みの基本的な考え方

大田市における事務事業の実施に伴う環境負荷の低減に向け、本計画の基本方針を下記のとおり定め、職員一人ひとりが自覚を持ち積極的に取り組みを実践し、CO<sub>2</sub>排出量削減に寄与することを目指します。

#### 【基本方針】

- (1) 職員の環境に対する意識の向上を図り、職員一人ひとりが環境保全の役割を果たすため環境に配慮した行動を実践する。
- (2) 本計画に基づいて実施する地球温暖化対策等の情報を市役所内外に公表し、啓発に努める。
- (3) PDCAサイクルによる環境負荷の継続的改善を実現する。
- (4) 環境保全、省エネルギー、省資源に資する技術・設備・資材等を積極的に導入するとともに、ごみ排出量低減の徹底とリサイクルの推進を図る。
- (5) 環境に関する法令等を遵守する。※

#### ※環境基本法第7条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項（地方公共団体実行計画等）

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。



## 2. 具体的な取り組み

CO<sub>2</sub>排出量削減等の目標を達成するため、以下の取り組みを実践します。

■図表4-1 CO<sub>2</sub>削減に向けた取り組み

項目	具体的な取り組み	
CO <sub>2</sub> 排出量の削減	電気使用量の削減	使用しない部屋、始業時、昼休みは消灯を徹底する。
		パソコンのディスプレイやプリンターは、15分以上使用しないときは節約・待機モードへ切り替える。
		パソコンは外出時、昼休み等の未使用時は主電源をスタンバイ状態かオフにする。
		更衣室、トイレ、廊下、階段などの照明は必要に応じて点灯する。
		エレベーターの利用を控え、出来るだけ階段を使用する。
		空調機のフィルター、照明器具、事務機器等はこまめに清掃する。
		ノー残業デーの徹底を図る。
		やむを得ず定時外に庁舎を使用する場合は、不要な電気機器の使用はしないなど、節電の徹底を図る。
		冷暖房は適切な温度設定とし、使用時間を短縮する。
		冷暖房時にはカーテンやブラインド等を利用し、エアコンの効率を上げる。
		夏季の執務室では半袖シャツ、ノーネクタイなどクールビズを実践しエアコンの使用を控える。
		冬季の執務室では、暖かく働きやすい服装などウォームビズに心がけ、暖房の使用を控える。
		保温ポットなどを活用し、コーヒーマーカーや電気ポットなどの使用を控える。
		普段使用しない電気製品のコンセントを抜き、待機電力を減らす。
	電化製品（OA機器など）や照明器具の新規購入及び更新時には、エネルギー消費の少ない高効率機器やLEDを採用する。	
ガソリン・軽油使用量の削減	EV車・低燃費車・低排出ガス車などが利用できる場合は優先的に利用する。	
	公共交通機関を利用できる場合は、積極的に利用する。	
	公用車を利用した庁舎間の往來を有効的に行う。	
	合理的なルートの選定を行い、乗り合わせを図る。	

項 目		具体的な取り組み
C O 2 排 出 量 の 削 減	ガ ソ リ ン・軽油使 用量の削 減	公用車を利用する場合は駐車時にエンジンを停止するなど、アイドリングストップ（停止時間が概ね1分以上の場合）を実施するとともに、急発進、急加速をしないなど省エネ運転（エコドライブ）を徹底する。
		不要な荷物は載せないようにする。
		公用車の燃料消費量を記録し把握する。
		クリーンエネルギー自動車の率先導入をする。
天 然 資 源 の 枯 渇 防 止	用 紙 の 使 用 量 の 削 減	会議資料については重点を押さえて簡素化を図り、配布枚数を削減する。
		会議の出席者を正確に把握し、余分な資料をなくす。
		複数ページの資料を印刷する際は、両面印刷を心がける。
		掲示板や回覧板を利用し、文書、資料の共有化を図る。
		印刷する前にもう一度確認し、ミスコピーの削減を図る。
		ミスコピーした用紙はサイズごとに分類し、白い面を上にして重ね未使用面の利用を図る。
		ミスコピー防止のため、コピー前後にリセットボタンの確認をする。
		プリンター・コピー機の集約印刷機能を利用し、コピー用紙の使用削減を図る。
		内部での資料確認などはパソコンの共有フォルダーを利用し、ペーパーレス化を図る。
		メール送信されてきた回覧文書等は、必要以上の印刷はしない。
		庁内LAN及び電子メール等の利用により、ペーパーレス化を図る。
		タブレット型端末の導入により、ペーパーレス化を図る。
		用紙の使用量を記録し把握する。
	会議資料のペーパーレス化に努める。	
封 筒 使 用 量 の 削 減	会議時に封筒を配付しない。	
	使用済みの封筒を庁内の郵便用封筒として再利用する。	
	封筒の使用量を記録し把握する。	

項 目		具体的な取り組み
ゴミの排出量の削減	ゴミ排出量の削減	資源物として分別することを徹底し、リサイクルできるものは資源ゴミとして排出して、可燃ゴミ、不燃ゴミの量を減らす。
公共事業によるCO2排出量の削減		庁舎や学校等公共施設の改修、新築ではエネルギー消費の少ない設計・施工とし、CO2が削減できるものとする。
		既存の公共施設における詳細な省エネルギー診断を逐次行い、最適な省エネルギー設備の導入を検討する。
		CO2の森林への吸収を進めるため、森林の保全・整備や市街地での緑化推進を図る。
		新エネルギーの導入を進め、太陽光・小水力・風力・バイオマスなど、施設に合わせたエネルギーの導入、使用に努める。
水使用量の削減		日常的に節水に心がける。
		積極的に節水型の機器を導入する。

## 第5章 計画の進捗管理

### 1. 推進体制

大田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「計画」という。）を着実・効果的に推進するため、計画の策定（Plan）・実施（Do）・点検（Check）・見直し（Action）を基本とした推進体制・点検体制を整備します。

具体的には庁内の「大田市環境保全施策推進会議」（以下、「推進会議」という。）において、「環境保全施策推進委員」（以下、「推進委員」という。）が検討した計画を市長の承認を得た上で、各課の職員へ取り組みの指示を行い、職員一人ひとりが自覚をもって積極的に計画を実践していきます。

また定期的に進捗状況の点検を実施して、計画の実行性確保に努めます。

### 2. 職員に対する研修等

本計画を実効性のあるものにするためには、職員一人ひとりが計画の趣旨や内容を理解し、環境保全意識の向上を図ることが不可欠です。

そのため、計画の内容に関する適切な情報提供や職員研修を積極的に行い、職員への普及・啓発を図ります。

### 3. 計画の実施状況の点検と公表

#### （1）点検

点検及び改善は、以下の2段階に分けて実施します。

#### ○課内自己点検（5～6月・年／1回）

前年度の課内環境活動の取り組み状況及びエネルギー使用量を各課でとりまとめて総合評価し、事務局へ報告します。

#### ○環境保全施策推進会議（7月・年／1回）

推進会議では、当該年度の実施計画の策定及び前年度の活動状況等をチェックし、市長へ報告します。

#### （2）公表

本計画の実施状況等については、「大田市ホームページ」、「広報おおだ」などを通じて毎年公表します。

また大田市役所（指定管理を含む）のエネルギー使用量と温室効果ガス排出量を国へ毎年報告します。